

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8月13日
【会社名】	株式会社青山財産ネットワークス
【英訳名】	Aoyama Zaisan Networks Company,Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 蓮見 正純
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目 4番14号
【電話番号】	03-6439-5800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 水島 慶和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目 4番14号
【電話番号】	03-6439-5800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 水島 慶和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

1【提出理由】

当社は、平成25年8月8日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社日本資産総研（以下、「NSS社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で当社との間で株式交換契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年6月30日現在）

商号	株式会社日本資産総研
本店の所在地	東京都千代田区神田平河町1番地
代表者の氏名	代表取締役 鷹野 保雄
資本金の額	193,800千円
純資産の額	(連結) 327,458千円 (単体) 312,476千円
総資産の額	(連結) 444,688千円 (単体) 358,814千円
事業の内容	財産コンサルティング事業

(注) 純資産の額及び総資産については、平成24年6月30日の数値です。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：千円)

事業年度	平成22年6月期	平成23年6月期	平成24年6月期
売上高	684,259	568,458	576,307
営業利益又は営業損失()	8,748	16,651	31,850
経常利益又は経常損失()	5,779	19,678	32,426
当期純利益又は当期純損失()	23,599	7,558	25,975

(単体)

(単位：千円)

事業年度	平成22年6月期	平成23年6月期	平成24年6月期
売上高	514,812	305,455	308,073
営業利益	12,909	19,000	20,899
経常利益	14,553	20,189	23,669
当期純利益	2,142	10,542	10,896

(注) NSS社は、100%子会社として、株式会社日本資産総研ワークス及び株式会社日本資産総研コンサルタントの2社を有しております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年6月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
鷹野 保雄	40.1%
(株)青山財産ネットワークス	18.9%
(有)アスカ	14.4%
小暮 次男	6.9%
小川 隆臣	2.3%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、N S S 社普通株式1,420株を保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社は、個人、企業オーナーの皆様を中心に個人の財産の保全と、企業の事業承継、そして国民の財産の3分の2を占める不動産の収益性の向上、有効活用、購入、売却等の不動産ソリューションなどの財産コンサルティングを、「財産は幸せな人生を送るための土台である」という考え方にに基づき行ってまいりました。激動する経済環境の中、「未来の約束されない時代」を乗り切るためには、将来の経済環境を予測し、財産の現状把握を行い、しっかりとした資産運用および相続・事業承継プランを立案し実行する「財産管理」が不可欠であります。

当社は、独立系総合財産コンサルティング会社として、「100年後もあなたのベストパートナー」を実現するためにお客様のニーズに応えるべく、最新の法規制や会計制度、金融機関および不動産業界をはじめとする様々な業界を熟知した上で、専門的な知識や経験とノウハウを基にサービスの品質向上を図ってまいりました。

当社が今後更に成長・発展していくためには、営業力の強化ならびに営業エリアの拡大、コンサルティング力の強化、ブランド力の向上が必要不可欠であると考えております。そこで、当社の全国ネットワークのパートナーであり「総合資産コンサルティング」を行うN S S 社との株式交換（完全子会社化）を行う事を決定いたしました。

N S S 社は総合資産コンサルティングを通じて、家族・社会の繁栄、資産の保全に貢献していく事を経営方針に掲げ、総合資産コンサルティング事業とコンサルタント育成事業を基幹事業として京葉エリアを中心に事業拡大を進めております。

N S S 社との株式交換は、相互の融和によるコンサルティング力の拡充、及び営業基盤強化とともに、全国展開への足がかりとするためには不可欠であります。

また、N S S 社では、コンサルタント育成事業・会員組織組成運営事業など、当社では展開していない事業分野を擁しており、それらのノウハウを基に、今後幅広く当社のお客様への対応が可能になると考えております。コンサルタント育成事業においては、コンサルタントの早期育成・全国輩出、及び既存コンサルタントのコンサルティング能力の向上を図る事が可能となります。会員組織組成運営事業においては、「100年後もあなたのベストパートナー」を実現するために、多様化したニーズに対応した情報の提供と、それに基づいた継続的な財産コンサルティングを提供していくことが可能となります。

ついては、同じ志を有する当社及びN S S 社のシナジー効果を最大限に高め、両社が共に歩み、成長し続け、お客様に最も支持されるコンサルティング会社に成長する事を目的とし、N S S 社を株式交換による完全子会社化を行う事を決定いたしました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、N S S 社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。なお、本株式交換は、当社は平成25年9月26日開催予定の臨時株主総会において、N S S 社は平成25年9月25日開催予定の定時株主総会において、それぞれの本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成25年10月1日を効力発生日として行う予定であります。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社	N S S 社

株式交換に係る割当ての内容	1	3
---------------	---	---

(注) 1. 株式の割当比率

N S S 社の普通株式 1 株に対し、当社の普通株式 3 株を割り当てます。

2. 本株式交換により発行する新株式等

普通株式 11,289株 (予定)

その他の株式交換契約の内容

当社がN S S 社との間で、平成25年 8 月 8 日に締結した株式交換契約の内容は下記のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社青山財産ネットワークス(以下「甲」という。)及び株式会社日本資産総研(以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (目的)

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換を行い、甲は、本株式交換に基づき乙の発行済株式の全部を取得する(以下「本株式交換」という。)

第 2 条 (商号及び住所)

本契約を締結する甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲：株式会社青山財産ネットワークス

東京都港区赤坂八丁目 4 番14号 青山タワープレイス 3 階

乙：株式会社日本資産総研

東京都千代田区神田平河町 1 番地

第 3 条 (株式の割当て)

甲は、第 5 条の効力発生日前日の最終の乙の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ。)記載の各株主(実質株主を含む、以下同じ。)のうち甲を除く株主に対し、本株式交換に際して、乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 3 株を発行し、割り当て交付する。

第 4 条 (甲の資本金・準備金)

前項の割当てにより増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 資本金 0 円

(2) 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

第 5 条 (効力発生日)

本株式交換は、2013年10月 1 日をもって効力を発生する。ただし、本株式交換の手の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は、協議によりこの期日を変更することができる。

第 6 条 (株主総会による承認)

乙は、2013年 9 月25日を株主総会の開催日として、株主総会を招集し、本契約の締結及び履行並びに本株式交換に必要な事項に関する承認決議を得る。

第7条（現状の保持）

乙は、第5条に定める日まで、善良なる管理者の注意をもって、日常の業務を行う。

- 乙が日常の業務にない行為又は重要な財産の得喪を目的とする行為をするには、あらかじめ甲の書面による同意を得なければならない。

第8条（停止条件）

本株式交換の実行は、()乙が第6条に定める乙の株主総会の承認決議を得ること、()本株式交換について、甲の株主による株式買取請求権の行使に係る株式の数が、5,000株以下であること、その他甲及び乙が別途合意する事項を停止条件とする。

- 第5条の効力発生日までに停止条件が成就しなかった場合、甲及び乙は、協議により本株式交換の取扱いを定める。

第9条（規定外事項）

本契約に定めのない事項及び本株式交換に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲・乙協議してこれを定める。

以上

本株式交換契約締結の証として、本株式交換契約書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ各その1通を保有するものとする。

2013年8月8日

甲 東京都港区赤坂八丁目4番14号
青山タワープレイス3階
株式会社青山財産ネットワークス
代表取締役 蓮見 正純

乙 東京都千代田区神田平河町1番地
株式会社日本資産総研
代表取締役 鷹野 保雄

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社およびNSS社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は監査法人A&Aパートナーズを、NSS社は公認会計士前原事務所を選定しました。

監査法人A&Aパートナーズは、当社については当社の普通株式が東京証券取引所に上場し、市場株価が存在することから市場株価法による評価を採用しました。市場株価法では、市場株価の計算期間として、算定基準日を平成25年7月23日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値平均を採用して算定を行っております。またNSS社については、NSS社の普通株式が未上場であることを勘案し、比較可能な類似上場会社が複数存在し類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行っております。なお、DCF法による算定において前提としたNSS社が作成した将来の利益計画には大幅な増減益は見込んでおりません。

N S S社の普通株式1株に対する当社の割当株式数のレンジは以下のとおりであります。

算定方法	株式交換比率の算定結果
類似会社比較法	2.57～3.08
D C F法	2.64～3.33

監査法人A & Aパートナーズは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、マネジメント・インタビュー等により入手した情報、一般に公開された情報等がすべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で監査法人A & Aパートナーズに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておりません。また、両社およびその関係会社の資産または負債（偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に算定、鑑定または査定を行っておりません。また第三者機関への算定、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。監査法人A & Aパートナーズの株式交換比率の算定は、平成25年7月23日現在の情報及び経済条件を反映したものであり、またN S S社の財務予測については、N S S社が作成した将来の利益計画はN S S社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づいて合理的に作成されたものであることを前提としております。また監査法人A & Aパートナーズが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

公認会計士前原事務所は、当社の普通株式が東京証券取引所に上場し、市場株価が存在することから市場株価法による評価を採用しました。市場株価法では、市場株価の計算期間として、算定基準日を平成25年7月31日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値平均を採用して算定を行っております。

またN S S社については、N S S社の普通株式が未上場であることを勘案し、修正簿価純資産にのれん相当額を加算した金額と算定しています。なお、のれん相当額の算定において前提としたN S S社が作成した将来の利益計画には大幅な増減益は見込んでおりません。

N S S社の普通株式1株に対する当社の割当株式数のレンジは以下のとおりであります。

算定方法	株式交換比率の評価レンジ
修正簿価純資産にのれん相当額を加算して算定する方法	3.29～3.57

公認会計士前原事務所は、株式交換比率の分析に際して、当社及びN S S社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用しており、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定は行っておりません。N S S社の財務予測についてはN S S社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。公認会計士前原事務所による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

当社及びN S S社はそれぞれ監査法人A & Aパートナーズ及び公認会計士前原事務所から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社及びその関係会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記2(3)記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関である監査法人A & Aパートナーズ及びN S S社の第三者算定機関である公認会計士前原事務所は、いずれも当社及びN S S社から独立した算定機関であり、当社及びN S S社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係もございません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社青山財産ネットワークス
本店の所在地	東京都港区赤坂 8 丁目 4 番14号
代表者の氏名	代表取締役 蓮見 正純
資本金の額	1,030,817千円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	財産コンサルティング事業

以上